

日本音響学会 独創研究奨励賞 板倉記念 受賞候補募集のお知らせ

社団法人 日本音響学会独創研究奨励賞 板倉記念 選考委員会
委員長 管村 昇

日本音響学会選奨規則第5章に従い、第2回独創研究奨励賞 板倉記念 の候補を下記のとおり募集します。

日本音響学会独創研究奨励賞 板倉記念 推薦要項

1. 受賞候補者の資格

受賞候補者は、30歳以下で音声処理に関する独創的な研究開発を行って論文等を発表した、受賞時に32歳以下の本会の正会員あるいは学生会員である者とする。ここでいう論文等とは、日本音響学会誌およびAcoustical Science and Technology誌に発表された論文、技術報告、Paper, Technical Report, Acoustical Letter、および他学会誌に発表された論文、Paperとする。

ただし受賞時とは、受賞年度と解釈し、年度中に33歳に達するものは、推薦の対象とすることができます。また「音声処理」は広く解釈して応募して下さい。

2. 推薦の方法

受賞候補者の推薦は、自薦、他薦のいずれでも結構です。ただし、他薦による場合の推薦者は、本会の名誉会員、終身会員、正会員又は賛助会員である法人の代表者とします。

3. 選考並びに決定方法

日本音響学会独創研究奨励賞 板倉記念 選考委員会において受賞候補者の選考を行い、本会理事会で決定します。

4. 表彰件数

表彰件数は原則として2件以内とします。

5. 推薦手続き

次の推薦書作成要項に従って日本音響学会事務局に提出して下さい。

日本音響学会独創研究奨励賞 板倉記念 推薦書作成要項

推薦書は、以下の要項に従って作成して下さい。なお推薦書は本賞の選考過程においてのみ利用し、目的以外への利用、関係者以外への漏洩がないよう管理します。

作成上の留意点

- ア. 推薦書は、次の推薦書要項の項目番号に従いA4サイズで作成して下さい。
- イ. 推薦書要項の1～3は1枚に納め、4は2枚程度で作成して下さい。
- ウ. 業績説明資料は適宜添付して下さい。
- エ. 部数は、推薦書及び業績説明資料共に、5部提出して下さい。

推薦書要項

1. 推薦者

- 1.1 自薦, 他薦の別
- 1.2 資格(名誉会員、終身会員、正会員又は賛助会員の代表者の別)
- 1.3 氏名
- 1.4 所属, 部課名
- 1.5 連絡先住所, 電話番号, ファクシミリ番号、電子メールアドレス

2. 候補者（被推薦者）

2.1 候補者氏名、生年月日

2.2 所属，部課名

2.3 連絡先住所，電話番号，ファクシミリ番号、電子メールアドレス

3. 対象となる独創研究

3.1 対象研究名

3.2 論文等名・発表種別および発表年月

4. 推薦理由（A4用紙2枚程度で記載）

5. 業績説明資料（対象となる論文等を添付して下さい。10部提出）

6. その他

選考の過程で、参考資料の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

7. 推薦期限 平成18年10月30日（月）必着

8. 提出先・問い合わせ先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F

社団法人日本音響学会 独創研究奨励賞 板倉記念 選考委員会

Tel.03-5256-1020 Fax.03-5256-1022

選奨規則（抜粋）

昭52.12.10 制定 昭53. 1.27 改正
昭58. 2.21 改正 昭58. 6.17 改正
昭58.10. 4 改正 平6. 7.28 改正
平17. 3.15 改正

第5章 独創研究奨励賞 板倉記念

第38条 独創研究奨励賞 板倉記念 は、音声処理に関する独創的な研究を行った若手の正会員又は学生会員である者に贈呈する。

第39条 この賞に関する経費は、本会の基金に繰り入れられている板倉文忠博士からの寄付金500万円およびその利子を財源として支弁する。

第40条 この賞は、原則として毎年2名以内に贈呈する。

第41条 この賞は、賞状および賞金とし、賞金は1名について25万円とする。

第42条 受賞候補者を選定するため、毎年 独創研究奨励賞 板倉記念 選定委員会を設ける。

第43条 独創研究奨励賞 板倉記念 選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。また必要な場合には、委員長は評定委員を指名することができる。

第44条 委員長は原則として音声処理に造詣の深い理事1名を、選定委員は編集委員会委員長、同論文部会主査、および各研究会から推薦された1名の正会員をあてる。

第45条 受賞候補者の選定は、別に定める選定手続きにより行う。

第46条 委員長は、受賞候補者の選定が終わったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。

第47条 会長は前条の選定委員会の報告を理事会に諮り、審議の上、原則として2名以内の受賞者を決定する。

選奨規則第 38 条による 独創研究奨励賞 板倉記念 の選定は、この手続きに従って行う。

- 1 選定の対象者は、30 歳以下で音声処理に関する独創的な研究開発を行って論文等を発表した、受賞時に 32 歳以下の本会の正会員あるいは学生会員である者とする。ここでいう論文等とは、日本音響学会誌および Acoustical Science and Technology 誌に発表された論文、技術報告、Paper, Technical Report, Acoustical Letter、および他学会誌に発表された論文、Paper とする。
- 2 ．委員長は選考に先立ち、推薦要項を日本音響学会誌に掲載する。
- 3 ．候補者の推薦は自薦、他薦のいずれでもよいものとする。ただし、推薦者は本会の会員に限る。
- 4 ．委員長は原則として 10 名以内の本会の会員を推薦者として指名し、候補者の推薦を依頼することができる。ただし、選定委員は推薦者に指名しない。
- 5 ．自薦による応募者および他薦による推薦者は、本学会指定の様式による推薦書および候補業績の要旨各 1 部を、選定委員会に提出する。
- 6 ．前項によって推薦された候補者について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準を基に評定を行い、その結果を元にして合議により 独創研究奨励賞 板倉記念 候補者を推薦する。
- 7 ．委員長は、前項の結果に選定経過を付して 2 月中旬までに会長に報告する。

付則 この手続きは平成 17 年 4 月 1 日から施行する。